

令和7年度「ペット繁殖阻止助成事業」実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、不幸せな命を生み出さないための放浪犬・猫の発生防止対策の一環として、令和7年度に公益社団法人茨城県獣医師会が実施する「犬・猫の避妊・去勢手術助成事業」を円滑に推進するために、必要な事項を定めるものとする。

(実施期間)

第2 この事業の実施期間は、令和7年9月1日から目標頭数終了日までとする。

(助成頭数)

第3 避妊・去勢手術助成頭数は、犬・猫、避妊・去勢の区別なく先着1,000頭とする。ただし、助成頭数に達した後、獣医師会事務局(以下「事務局」という。)からの終了通知が市町村及び動物病院に行き渡るまでに応募済の分については助成対象に加える。

(助成対象)

第4 助成の対象者は、茨城県内に在住する犬・猫の飼い主とする。助成の対象動物は、令和7年9月1日以降に、茨城県獣医師会の会員動物病院で避妊・去勢手術を受けた犬・猫とする。ただし犬については、応募ハガキに在住市町村への登録番号と狂犬病予防注射済票番号の記載が必要となる。

(助成金額)

第5 助成金額は、犬の避妊・去勢、猫の避妊・去勢、1頭につき一律2,000円とする。

(実施方法)

第6 実施方法は次のとおりとする。

- (1) 事務局は、市町村に実施要領を送付し協力を依頼する。
動物病院には実施要領と応募用ハガキを配布する。
- (2) 動物病院は、避妊去勢手術助成希望の飼い主に対し手続き等の説明を行い、避妊去勢手術終了後、獣医師記入事項を記載の上応募用ハガキを飼い主に渡す。
- (3) 飼い主は応募用ハガキに必要事項を記載し、切手を貼って投函する。
- (4) 事務局は、応募ハガキを先着順で受け付け、助成対象とする。犬については、登録番号・注射済票番号の記載をチェックする。
- (5) 避妊去勢手術助成金の支払いは「郵便為替」の交付(郵送)により行う。
- (6) 事務局は避妊去勢手術助成頭数1,000頭に達した時点で、「ペット繁殖阻止助成事業」の終了通知を市町村及び動物病院に発送する。

第7 本事業に関する問い合わせ先

公益社団法人 茨城県獣医師会

電話:029-241-6242

FAX:029-241-6249